

意見書（大意）

【遠藤委員】

プラン骨子（案）は素晴らしいが、文章が難しく、また専門用語が多く、わかりにくい部分もある。誰が読んでもわかりやすくかつ内容がわかる文章に、また、男性/女性にとらわれない計画に。

【小椋委員】

知り合いのお子さんに、障がいを持った小学4年生がいるが、18歳になると、今より支援が少なくなるのではと、不安を感じている。

友人の東京にいるお孫さんも障がいを持っているが、江戸川区の支援は温かいと聞く。障がいをもったお子さん、お母さんも不安なく過ごせるに「いわき市」に。

【三戸委員】

① S O G I 理解増進法に基づき、性的指向・性自認に関することを基本施策に。

・理解増進法では、知識の着実な普及や相談体制の整備について努力義務となっている。

⇒ 知識の着実な普及として、たとえば、

◎ 施策の方向性 1「男女共同参画意識の普及・啓発」の基本施策に、
「性的指向・性自認に関する知識の普及」を追加 もしくは、

◎ 施策の方向性 3「多様性を認め合い、共に生きる社会づくり」の基本施策に
「性の多様性に対する理解の促進」を追加 等（他の方法でもかまいません）

⇒ 相談体制の整備として、

LGBTQ も安心して相談できる相談体制をつくるため、相談員、支援者への情報提供を追加

② 男女二元論ですと、包摂できない性の多様性を鑑みた文言変更を提案します。

- ・男女共同参画 → ジェンダー平等
- ・男女の均等な → ジェンダー平等
- ・男女の→あらゆる人の など

【坂本委員】

- ① 現状の骨子（案）では「あらゆる分野に参画し責任を担うことができる女性人材の育成」となっていますが、近年、多くの自治体（東京都や先進的な地方都市）では、ジェンダー・ペイ・ギャップ（男女の賃金格差）の解消や地域経済の活性化を目的として、「女性のデジタル人材（DX）育成」や「STEM分野（理系）への進出支援」を独立した項目、あるいは明確なキーワードとして打ち出すケースが主流のようです。より具体的に「デジタル等の成長分野における女性の就業支援」といったような文言があるといいのかもしれませんが。
- ② 現状の骨子（案）では「困難な問題を抱える女性やDV被害者の安全な保護と自立を支援する環境の整備」となっていますが、2024年4月に全面施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」により、従来のDV被害保護（措置や取り締まり）という枠組みから、貧困や孤立など複合的な課題を抱える女性への「当事者の意思に寄り添った包括的・伴走型支援」への転換が進んでいるようです。また、「民間団体（NPO等）との協働・連携」が新法の柱となっており、せっかく「みんなハウス」とも連携しているので、基本施策に「民間団体との連携による～」といった視点を明記すると、より現代に即した計画になるのかなと感じたところです。
- ③ 現状の骨子（案）では性的指向・性自認については「多様性に対する理解の促進」の中に内包されているように見えます。他自治体の最新の計画では、単に「多様性」と一括りにせず、「性的指向・性自認（LGBTQ+等）に関する理解促進や差別の解消」「パートナーシップ宣誓制度の活用」など、具体的なアクションを基本施策レベルで明記する傾向が強まっているようです。いわき市としてどのような取り組み（相談窓口、職員研修、市民啓発など）を行うのが、外から見える表現にするとより親切かもしれません。
- ④ 「災害弱者(女性、乳幼児、日本語を母語としない方など)の視点に立った…」との記述がありますが、「女性」を一律に「災害弱者」と位置づける表現は、近年の防災・ジェンダー分野では不適當、あるいは配慮が足りないと指摘される可能性もあるかと思います。女性は単なる「保護されるべき弱者」ではなく、施策(1)にある通り「災害・防災分野における参画の推進」を担う主体でもあります。国や他自治体のガイドラインでは、「避難生活等において特別な配慮や多様なニーズ（妊産婦、衛生、防犯等）を持つ人々」や「配慮を必要とする避難者」といった表現へのアップデートが進んでいるようです。女性を「弱者」と括るのではなく、「多様な視点やニーズを反映した防災マニュアルの整備」とする方が適切かと思います。
- ⑤ 基本目標のキャッチコピーらしき部分に「ひとりの暮らしを大切にする働き方へ」とありますが、この表現は「一人ひとりの（個人の）私生活を大切にする」という意味なのか、「単身世帯（独身者）の暮らしを支援する」という意味なのか、誤解を招きやすいかなと。文脈としてはワーク・ライフ・バランスや男性の家事・育児参画が並んでいるため、前者の意味だと思われるのは分かるのですが、見る方が市民だとすれば、誤解を防ぐために、「一人ひとりの生活（暮らし）を大切にする働き方へ」や「仕事と生活を調和させ、誰もが輝ける働き方へ」などの主旨が明確に伝わる表現のほうが適当なのかなと思いました。

【坂本委員】

- ⑥ 「男性の育児・家事参画の促進」 はありますが、他自治体の計画では「男らしさ」という固定観念に縛られる男性自身の生きづらさの解消や、男性向けの相談窓口の設置なども盛り込まれるケースもあるようです。今回のいわき市のプランにおいて、男性を「参画を促す対象」としてだけでなく「意識改革や支援の対象」としても捉えているのか、「男性自身の生きづらさ」へのアプローチの有無は考えているのか等が気になるところです。

【菅波委員】

- ① IV－2「あらゆる暴力の根絶と困難な問題を抱える女性やDV被害者への支援」については、「健康、安全安心な暮らしの実現」の項目よりは、Iの「人権尊重」の項目に入れた方が良いと考えます。ハラスメント防止、暴力防止は、まさに人権の問題です。
- ② IV－2－（2）の「暴力を許さない意識の醸成・根絶に向けた正しい理解の普及」に関しては、DV加害の防止（加害者更生プログラム）、体罰を用いない子育て（体罰禁止の法制、民法から懲戒権も削除されたこと）など、法的な問題でもありますので、意識いただければと思いました。
- ③ IV－3－（2）の災害弱者に、性的マイノリティを明記いただきたいです。

いただいた意見に対するプランへの具体の反映

【三戸委員】

① S O G I 理解増進法に基づき、性的指向・性自認に関することを基本施策に。

・理解増進法では、知識の着実な普及や相談体制の整備について努力義務となっている。

⇒ 知識の着実な普及として、たとえば、

◎ 施策の方向性 1「男女共同参画意識の普及・啓発」の基本施策に、
「性的指向・性自認に関する知識の普及」を追加 もしくは、

◎ 施策の方向性 3「多様性を認め合い、共に生きる社会づくり」の基本施策に
「性の多様性に対する理解の促進」を追加 等（他の方法でもかまいません）

【坂本委員】

③ 現状の骨子（案）では性的指向・性自認については「多様性に対する理解の促進」の中に内包されているように見えます。他自治体の最新の計画では、単に「多様性」と一括りにせず、「性的指向・性自認（L G B T Q+等）に関する理解促進や差別の解消」「パートナーシップ宣誓制度の活用」など、具体的なアクションを基本施策レベルで明記する傾向が強まっているようです。いわき市としてどのような取り組み（相談窓口、職員研修、市民啓発など）を行うのが、外から見える表現にするとより親切かもしれません。



（反映案）

I－3 「多様性を認め合い、共に生きる社会づくり」の多様性に、注記（※）を記載。
注記により、本プランでの「多様性の定義」を次のとおり明確にする。

（※）本プランにおける「多様性」とは、性別や年齢、人種、国籍、障がいの有無、性的指向（どのような性の人を好きになるか）、性自認（自分の性をどのように感じているか）など、一人ひとりにさまざまな違いがあることをいいます。

【坂本委員】

- ② 現状の骨子（案）では「困難な問題を抱える女性やDV被害者の安全な保護と自立を支援する環境の整備」となっていますが、2024年4月に全面施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」により、従来のDV被害保護（措置や取り締まり）という枠組みから、貧困や孤立など複合的な課題を抱える女性への「当事者の意思に寄り添った包括的・伴走型支援」への転換が進んでいるようです。また、「民間団体（NPO等）との協働・連携」が新法の柱となっており、せっかく「みんなハウス」とも連携しているので、基本施策に「民間団体との連携による～」といった視点を明記すると、より現代に即した計画になるのかなと感じたところです。



（反映案）

計画の体系のページの下部に、“市民、地域、団体、学校、事業者等との連携”と記した「バー」と「上下の矢印」を記載することで、施策の体系のページの全ての施策が、関係者（市民、地域、団体、学校、事業者等）全員が、連携するというイメージを持ってもらう。これにより、より“自分事”として意識いただく。

【坂本委員】

- ④ 「災害弱者（女性、乳幼児、日本語を母語としない方など）の視点に立った…」との記述がありますが、「女性」を一律に「災害弱者」と位置づける表現は、近年の防災・ジェンダー分野では不適當、あるいは配慮が足りない指摘される可能性もあるかと思います。女性単なる「保護されるべき弱者」ではなく、施策(1)にある通り「災害・防災分野における参画の推進」を担う主体でもあります。国や他自治体のガイドラインでは、「避難生活等において特別な配慮や多様なニーズ（妊産婦、衛生、防犯等）を持つ人々」や「配慮を必要とする避難者」といった表現へのアップデートが進んでいるようです。女性を「弱者」と括るのではなく、「多様な視点やニーズを反映した防災マニュアルの整備」とする方が適切かと思います。

【菅波委員】

- ③ IV-3-(2)の災害弱者に、性的マイノリティを明記いただきたいです。



（反映案）

（修正前）災害弱者（女性、乳幼児、日本語を母語としない方など）の…

（修正後）要配慮者（高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、本語での意思疎通が困難な方、その他特別な配慮を必要とする方）の…